研究データの保存・開示等に関する規則

（目的）
第１条　本規則は、学術研究活動実施規程（以下「規程」という。）第９条に基づき、研究データの保存等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）
第２条　本規則において「研究者」とは、地域ケア経営マネジメント研究所規程第８条に定める者をいう。
２　本規則において「研究データ」とは、次の各号に掲げるもののうち、研究活動に伴い発生又は使用した研究成果に関するものであって、研究者が研究活動の正当性などを証明するために必要となるものをいう。
（1）　文書、実験・観察ノート、数値データ、画像等の資料（以下「資料」という。）
（2）　実験試料・試薬、標本等の試料（以下「試料」という。）
（3）　装置等（以下「装置」という。）

（研究データの保存）
第３条　研究者は、研究活動においては、その過程を研究活動の一次情報記録として文書、実験・観察ノートなどの形で記録に残さなければならない。また、研究活動における実験・観察等の諸条件について、後日の利用・検証に堪えるよう十分な情報を記載することとし、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
２　論文や学会報告等、研究成果の発表の基となった研究データは、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、作成者、作成日時及び属性等を整理し、検索・抽出等が可能となるようにしなければならない。
３　研究データは、研究者自身が責任をもって保存することとし、異動又は退職により転出する場合は、別に管理責任者を定めるなど適切に保存しなければならない。

（保存期間）
第４条　資料の保存期間は、原則として、当該論文等の成果発表後 10 年間とする。ただし、保存スペースの制約等の止むを得ない事情がある場合は、合理的な説明ができる範囲で廃棄することができる。

2　試料及び装置の保存期間は、原則として、当該論文等の成果発表後 5 年間とする。ただし、保存が本質的に困難なもの(不安定物資や実験により消費されてしまう試料など)や保存に多大な経費がかかるものについてはこの限りではない。
3　医療分野、社会調査、個人データ及び倫理上の配慮を必要とするもの等、その扱いについて法律等で規定されているものはそれに従うものとする。
4　特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、研究資金配分機関との間で別の取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

（保存状況の確認）
第 5 条　各研究データの保存を担当する者及び事務部門の職員は、研究データの保存状況について原則年 1 回確認を行うものとする。

（開示）
第 6 条　研究者は、各種委員会及び外部機関等が実施する調査に際し、研究データの開示を求められた場合は、研究活動の正当性について説明するとともに、原則として開示に応じなければならない。

（規程の改廃）
第 7 条　本規則の改廃は、「規程管理規程」による。

附則　この規程は令和 8 年 8 月 7 日から施行する。